岡山県公報

発行　岡山県

目次

	担当課（室）
【規則】	
○岡山県行政組織規則の一部を改正する規則	行政改革推進室
○岡山県事務処理規則の一部を改正する規則	〃
○岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則	税務課
○岡山県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則	自然環境課
○岡山県財務規則の一部を改正する規則	会計課
（以上県例規集登載）	
【合同規則】	
○岡山県災害報告規則の一部を改正する規則	危機管理課
（県例規集登載）	
【合同訓令】	
○岡山県災害対策本部規程の一部改正	〃
（県例規集登載）	
【告示】	
○許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正	行政改革推進室
○技能検定試験手数料の金額の一部改正	労働雇用政策課
（以上県例規集登載）	
【人事委員会】	
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	〃
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	〃
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	〃
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	〃
（以上県例規集登載）	

◎岡山県規則第二十七号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事　伊原木　隆　太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の六」を「第二十六条の七」に改める。

第七条の二第一項中「環境企画課」を「環境企画課　脱炭素社会推進課」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第八条第一項中「健康推進課」を「健康推進課　疾病感染症対策課」に改め、同条第二項を削る。

第八条の二第一項中「福祉企画課」を「福祉企画課　指導監査課　地域福祉課」に改め、同条第二項を削る。

第十五条の表中「防災対策班」を「防災対策班　広域防災班」に、「県庁舎耐震化班　財産活用班」を「財産活用班」に、「新エネルギー・温暖化対策室」を「脱炭素社会推進課」に改め、

「スポーツ振興課	企画班　競技力向上班」
を「スポーツ振興課　国民スポーツ大会推進室	企画班　競技力向上班　競技式典班」
に、「保健医療課　新型コロナウイルス感染症対策室　ワクチン対策室	施策推進班　総務班　経理班　企画班　患者情報班　感染防止対策班　医療調整班　宿泊療養班　企画班　県事業推進班　市町村支援班」
を「保健医療課	施策推進班　総務班　経理班」
に、「疾病対策推進班　地域医療体制整備班　看護・試験班」を「地域医療体制整備班　医師・看護人材確保対策班」に、「健康推進課	健康づくり班　母子・歯科保健班　精神保健福祉班　感染症対策班」

を

健康推進課 疾病感染症対策課	健康づくり班　母子・歯科保健班　精神保健福祉班 企画班　医療支援班　感染症対策班　疾病対策班

に、

福祉企画課	施策推進班　地域福祉・被災者支援班　総務班　経理班 援護班

を

福祉企画課 指導監査課 地域福祉課	施策推進班　総務班　経理班　援護班 法人・介護事業者班　児童・障害福祉事業者班 地域福祉推進班　生活保護班

に、「保護班　福祉推進班」を「福祉推進班」に改める。

第二十一条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十四条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第二十五条の二第五号中「第三十条の四十第一項」の下に「（同法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十五条の六第七号中「こと」の下に「（地域福祉課の分掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十六条第二項を削る。

第二章第二節第三款の二中第二十六条の六を第二十六条の七とし、第二十六条の二から第二十六条の五までを一条ずつ繰り下げ、第二十六条の次に次の一条を加える。

（脱炭素社会推進課の事務）

第二十六条の二　脱炭素社会推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化対策実行計画の総合調整に関すること。

二　再生可能エネルギーの普及啓発に関すること。

三　地球温暖化対策の推進及び連絡調整に関すること。

四　温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関すること。

五　省資源及び省エネルギーの推進に関すること。

六　環境マネジメントシステムに関すること。

七　環境学習に関すること。

第二十七条第二項及び第三項を削る。

第二十八条第九号中「、准看護師試験委員、岡山県がん対策推進協議会及び岡山県がん登録審議会」を「及び准看護師試験委員」に改め、同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。

第二十九条第四号中「こと」の下に「（疾病感染症対策課の分掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十七号中「、精神医療審査会、感染症対策委員会及び感染症診査協議会」を「及び精神医療審査会」に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とする。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（疾病感染症対策課の事務）

第二十九条の二　疾病感染症対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　結核対策及び感染症対策に関すること。

二　がん対策に関すること。

三　感染症対策委員会、感染症診査協議会、岡山県がん対策推進協議会及び岡山県がん登録審議会に関すること。

第三十一条の二第一項中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第十四号までを五号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「及び総合福祉・ボランティア・ＮＰＯ会館」を削り、同号を同項第十号とし、同項中第十六号を第十一号とし、同条第二項を削る。

第三十一条の四中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十六号中「、女性相談所」を削り、同号を同条第十五号とし、同条中第十七号を第十六号とし、同条第十八号中「女性の福祉及び」を削り、同号を同条第十七号とし、同条を第三十一条の六とする。

第三十一条の三第五号中「こと」の下に「（他課の分掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第三十一条の五とし、第三十一条の二の次に次の二条を加える。

（指導監査課の事務）

第三十一条の三　指導監査課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の指導監督に関すること。

二　社会福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。

三　児童福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。

四　生活困窮者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。

五　身体障害者（身体障害児を含む。第三十二条において同じ。）福祉関係及び知的障害者（知的障害児を含む。同条において同じ。）福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。

六　高齢者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。

七　社会福祉施設の従事者等による虐待の防止に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

（地域福祉課の事務）

第三十一条の四　地域福祉課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　社会福祉統計に関すること。

二　社会福祉事業の推進に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

三　福祉ボランティア及び地域福祉活動の推進に関すること。

四　福祉に係る人材の育成に関すること。

五　社会福祉事業従事者の指導及び訓練に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

六　総合福祉・ボランティア・ＮＰＯ会館に関すること。

七　性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）（以下「困難な問題を抱える女性」という。）の相談及び支援に関するこ

と。

八　女性相談支援センターに関すること。

九　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策に関すること。

十　生活困窮者の福祉事業の推進に関すること。

十一　生活困窮者の福祉に関する調査統計に関すること。

十二　生活困窮者の保護及び更生に関すること。

十三　福祉年金の支給に関すること。

十四　行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

十五　その他他課の分掌に属しない生活困窮者に関すること。

第三十二条第一号及び第二号中「生活困窮者、」を削り、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号から第十七号までを三号ずつ繰り上げ、同条第十八号中「生活困窮者、」を削り、同号を同条第十五号とする。

第三十三条第六号中「福祉企画課指導監査室」を「指導監査課」に改める。

第四十四条第一項第十号を削る。

第四十四条の二第九号を削る。

第四十五条第十号中「農業普及事業」を「農業普及指導事業」に改める。

第五十一条第十八号中「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業」を「花粉削減・グリーン成長総合対策事業」に改める。

第六十八条の六の見出しを「（感染症対策監）」に改め、同条中「新型コロナウイルス感染症対策監」を「感染症対策監」に改め、同条第二項中「新型コロナウイルス感染症対策に」を「感染症対策、疾病対策、生活衛生及び医薬安全に」に改める。

第百二十六条の表岡山県行政不服等審査会の項中「本人確認情報の保護」の下に「（附票本人確認情報の保護を含む。）」を加え、同表中

「

岡山県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の定めるところによる准看護師試験の実施に関する事務	医療推進課
岡山県がん対策推進協議会	岡山県がん対策推進条例（平成二十六年岡山県条例第四十八号）の規定によるがん対策の総合的な推進に係る事項の調査審議に関する事務	医療推進課
岡山県がん登録審議会	がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務	医療推進課

」

を

「

岡山県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の定めるところによ	医療推進課

」

	る准看護師試験の実施に関する事務	

に改め、同表岡山県感染症対策委員会の項中「健康推進課」を「疾病感染症対策課」に改め、同表中

「

感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十条第一項の規定による勧告及び同条第四項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項の審議に関する事務	健康推進課

」

を

「

感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十条第一項の規定による勧告及び同条第四項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項の審議に関する事務	疾病感染症対策課
岡山県がん対策推進協議会	岡山県がん対策推進条例（平成二十六年岡山県条例第四十八号）の規定によるがん対策の総合的な推進に係る事項の調査審議に関する事務	疾病感染症対策課
岡山県がん登録審議会	がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務	疾病感染症対策課

」

に改め、同表岡山県国民健康保険審査会の項中「の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査」を「に規定する審査請求に対する裁決」に改め、同表中

「

岡山県農業共済保険審査会	農業保険法第百七十一条第一項及び第二百二十二条第二項の規定による都道府県連合会の組合員の保険に関する不服の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関する事務	農林水産部組合指導課
岡山県森林審査	森林法（昭和二十六年法律第二百四十	林政課

会	九号）第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務		

を

「

岡山県森林審査会	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務	農林水産部	林政課

」

に改める。

第百三十条の表備中県民局の項中「河川激甚災害対策班」を「河川災害対策班」に改める。

第百三十七条第三項第九号中「要保護女子の保護及び更生」を「困難な問題を抱える女性の相談及び支援」に改める。

第百六十八条の三第二項第三号中「環境企画課新エネルギー・温暖化対策室」を「脱炭素社会推進課」に改める。

第百八十四条第三号中「指導」を「援助」に改める。

第百八十五条第四号中「要保護女子の保護並びに更生に必要な指導及び訓練」を「困難な問題を抱える女性の相談に応じること、相談を行う機関を紹介すること又は緊急時における安全の確保若しくは一時保護」に改める。

第百八十六条の表子ども家庭相談部の項中「女性相談課」を「女性相談支援課」に改める。

第百八十七条第四項中「女性相談課」を「女性相談支援課」に改め、同項第一号中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に、「指導」を「支援」に改め、同項第二号中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改め、同項第三号中「第百九十二条」を「第百八十八条」に、「女性相談員」を「女性相談支援員」に改め、同項第七号中「第百九十二条」を「第百八十八条」に改める。

第百八十八条から第百九十条までを次のように改める。

（業務）

第百八十八条　岡山県女性相談支援センター（以下「女性相談支援センター」という。）は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条に規定する女性相談支援センター、配偶者暴力防止法第三条に規定する配偶者暴力相談支援センター及び岡山県男女共同参画の促進に関する条例（第十号において「条例」という。）第二十三条第三項に規定する施設として、次に掲げる業務を行う。

一　困難な問題を抱える女性に関する各般の問題につき、相談に応ずること。

二　困難な問題を抱える女性及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。

三　困難な問題を抱える女性の一時保護を行うこと。

四　被害者に関する各般の問題について、相談に応じること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

五　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要

な指導を行うこと。

六　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号及び第九号において同じ。）の一時保護を行うこと。

七　被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。

八　配偶者暴力防止法第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

九　被害者を居住させ、保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

十　条例第二十二条第一項第二号に掲げる行為により被害を受けた者に対し、適切な助言、一時的な入所等による保護その他の必要な支援を行うこと。

第百八十九条及び第百九十条　削除

第百九十二条を削り、第百九十二条の二を第百九十二条とする。

第二百六十四条の二中「次の課」を「次の課及び班」に改め、「総務課　施設課」を削り、同条に次の表を加える。

課	班
総務課	
施設課	
	空港整備班

第二百六十四条の三に次の一項を加える。

３　空港整備班においては、前項に掲げる事務のうち、臨時に行うものをつかさどる。

別表第二所長の項中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十五条の二第五号及び第百二十六条の表岡山県行政不服等審査会の項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（関係規則の改正）

２　岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則(平成十四年岡山県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第六十条中「環境企画課」を「脱炭素社会推進課」に改める。

３　岡山県感染症対策委員会規則（昭和五十七年岡山県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「健康推進課」を「疾病感染症対策課」に改める。

◎岡山県規則第二十八号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡　山　県　知　事　　伊　原　木　　隆　　太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「新型コロナウイルス感染症対策監」を「感染症対策監」に改める。

別表第一(1)３の項15(3)中「農林水産部参与」の次に「，土木部参与」を加え、同表８の項１中「第243条の２の２第３項」を「第243条の２の８第３項」に改め、同項２中「第243条の２の２第８項」を「第243条の２の８第８項」に改める。

別表第三人事課の部２の項中「昇任」の次に「，降任」を加え、同項１中「勤務延長職員」の次に「，第８条の特例任用職員」を、「第21条の３」の次に「，第21条の５，第28条の２」を加え、同部４の項に次のように加える。

３　職員の特例任用（第８条）		○									

別表第三人事課の部７の項２(3)中「第９条」の次に「，第10条」を、「第17条」の次に「，第18条」を加え、同項２(4)中「第19条の４」の次に「，短時間勤務会計年度任用職員給与条例第10条，会計年度任用職員給与条例第18条」を加える。

別表第三税務課の部11の項２中「離島振興対策実施地域における事業税」を「離島振興対策実施地域産業振興促進区域における事業税」に、「離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例」を「離島振興対策実施地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例」に改め、同部中16の項を17の項とし、15の項の次に次の一項を加える。

16　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号）の施行に関する事務	１　国への払込み（第８条第２項）						○					

別表第三県民生活交通課の部４の項を削る。

別表第三中山間・地域振興課の部13の項１(2)中「地域と暮らしの維持応援事業」を「支え合う地域づくり応援事業」に改め、「及び継業支援事業」を削る。

別表第三新エネルギー・温暖化対策室の部中「新エネルギー・温暖化対策室」を「脱炭素社会推進課」に改める。

別表第三自然環境課の部２の項中８を削り、７を29とし、６を28とし、５を27とし、同27の前に次のように加える。

26　報告徴収及び立入検査（第28条）						○					

別表第三自然環境課の部２の項中４を25とし、３を24とし、２を23とし、同項１中「第15条」を「第15条第１項」に改め、同１を同項22とし、同22の前に次のように加える。

１　土地の掘削の許可（第３条第１項）						○					

2　土地の掘削の許可の有効期間の更新（第５条第２項）						○					
3　土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認（第６条第１項，第７条第１項）						○					
4　土地の掘削のための施設等の変更の許可（第７条の２第１項）						○					
5　工事完了等の届出の受理及び措置命令（第８条第１項，第３項）						○					
6　土地の掘削の許可の取消し及び措置命令（第９条）						○					
7　緊急措置命令等及び原状回復命令（第９条の２，第10条，第14条の10）						○					
8　湧出路の増掘又は動力の装置の許可（第11条第１項）						○					
9　湧出路の増掘又は動力の装置の許可の有効期間の更新（第11条第２項，第11条第３項）						○					
10　湧出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認（第11条第２項，第11条第３項）						○					
11　湧出路の増掘のための施設等の変更の許可（第11条第２項）						○					
12　温泉の採取の制限に関する命令（第12条）						○					
13　環境大臣への協議（第13条第１項）						○					
14　措置命令及び他の行政庁への協議（第14条）						○					
15　温泉の採取の許可（第14条の２第１項）						○					
16　温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認（第14条の３第１項，第14条の４第１項）						○					

		17　可燃性天然ガスの濃度の確認及び確認の取消し（第14条の５第１項，第３項）						○					
		18　可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた地位の承継の届出の受理（第14条の６第２項）						○					
		19　温泉の採取のための施設等の変更の許可（第14条の７第１項）						○					
		20　温泉の採取の事業の廃止の届出の受理及び措置命令（第14条の８第１項，第３項）						○					
		21　温泉の採取の許可の取消し及び措置命令（第14条の９）						○					

別表第三自然環境課の部２の項に次のように加える。

		30　報告徴収及び立入検査（第34条，第35条）											
		⑴　委任事項に係るもの									○	保健所長	
		⑵　⑴以外のもの						○					

別表第三新型コロナウイルス感染症対策室の部を削る。

別表第三医療推進課の部１の項１(1)中「第６条の３第６項」を「第６条の３第８項」に改める。

別表第三健康推進課の部中２の項を削り、３の項を２の項とし、４の項及び５の項を削り、６の項を３の項とし、７の項から12の項までを三項ずつ繰り上げ、同部13の項１中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)を削り、(5)を(2)とし、同部中14の項を削り、15の項を11の項とし、同部の次に次のように加える。

疾病感染症対策課	１　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	１　感染症予防計画の策定及び変更（第10条第１項，第４項）				○							
		２　医師からの感染症患者に係る届出の受理（第12条第１項，第８項，第10項）									○	保健所長	
		３　医師からの届出に係る厚生労働大臣への報告（第12条第２項，第９項，第10項）									○	環境保健センター所長	

		４　獣医師からの感染症動物に係る届出の受理（第13条第１項，第７項）								○	保健所長	
		５　五類感染症のうち，厚生労働省令で定めるものの患者の診断及び死体の検案の届出の受理（第14条第２項）								○	保健所長	
		６　五類感染症のうち，厚生労働省令で定めるものの患者の届出に係る厚生労働大臣への報告（第14条第３項）								○	環境保健センター所長	
		７　疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者の診断及び死体の検案の届出の求め（第14条第８項）								○	保健所長	
		８　感染症に係る検体等の受理（第14条の２第２項，第44条の３の５第３項，第50条の６第３項）								○	保健所長	
		９　感染症に係る検体等の検査の結果に係る厚生労働大臣への報告（第14条の２第４項，第44条の３の５第４項，第50条の６第４項）								○	環境保健センター所長	
		10　感染症の発生状況，動向及び原因の調査等（第15条第１項，第３項，第８項）								○	保健所長	
		11　感染症の発生状況，動向及び原因の調査の結果に係る厚生労働大臣への報告（第15条第13項）								○	環境保健センター所長	
		12　医療関係者，感染症試験研究等機関への協力要請，勧告及び公表（第16条の２）			○							
		13　検体等の提出等の勧告，採取，提出の命令，収去等（第16条の３第１項，第３項，第26条の３第１項，第３項，第26条の４第１項，第３項，第44条の３の５第６項，第44条の11第１項，第３項，第50条第１項，第50条の６第６項）								○	保健所長	

		14　検体等の検査の結果に係る厚生労働大臣への報告（第16条の３第８項，第26条の３第６項，第26条の４第６項，第44条の11第６項，第50条第２項，第３項）								○	環境保健センター所長	
		15　健康診断の受診勧告及び受診措置（第17条）								○	保健所長	
		16　就業制限の通知（第18条第１項）								○	保健所長	
		17　就業制限に係る確認等（第18条第４項，第５項，第６項）								○	保健所長	
		18　一類，二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症患者に対する入院勧告及び入院措置並びに当該勧告及び措置についての感染症診査協議会への報告（第19条第１項，第２項，第３項，第５項，第７項，第26条，第26条の２）								○	保健所長	
		19　一類，二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症患者に対する入院延長の勧告及び入院延長の措置並びに当該勧告及び措置についての感染症診査協議会の意見聴取等（第20条，第26条，第26条の２）								○	保健所長	
		20　一類感染症の入院患者の移送（第21条）					○					
		21　二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の入院患者の移送（第21条，第26条）								○	保健所長	
		22　一類，二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症患者の退院等（第22条第１項，第４項，第26条）								○	保健所長	
		23　入院患者等からの苦情の申出の処理（第24条の２，第26条，第49条の２）								○	保健所長	
		24　入院に関する審査請求の厚生労働大臣への移送（第25条第４項，第26条）			○							
		25　感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条，第50条第１								○	保健所長	

		項）										
		26　ねずみ族，昆虫等の駆除（第28条，第50条第１項）								○	保健所長	
		27　物件に係る措置（第29条，第50条第１項）								○	保健所長	
		28　死体の移動の制限又は禁止及び死体の埋葬の許可（第30条第１項，第２項，第50条第１項）								○	保健所長	
		29　生活の用に供される水の使用若しくは給水の制限又は禁止（第31条，第50条第１項）								○	保健所長	
		30　建物への立入りの制限又は禁止（第32条，第50条第１項）			○							
		31　交通の制限又は遮断（第33条，第50条第１項）	県民生活部長 土木部長	○								
		32　質問及び立入調査（第35条第１項，第50条第１項）								○	保健所長	
		33　新型インフルエンザ等感染症，指定感染症又は新感染症に係る医療提供体制の確保に係る公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院が講ずべき措置についての通知（第36条の２第１項）				○						
		34　新型インフルエンザ等感染症，指定感染症又は新感染症に係る医療提供体制の確保に係る医療措置協定の締結（第36条の３第１項）				○						
		35　必要な措置を講じない場合の勧告，指示，公表（第36条の４）			○							
		36　検査等措置協定の締結（第36条の６第１項）				○						
		37　検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等の管理者が，措置を講じない場合の勧告，指示，公表（第36条			○							

		の７）										
		38　入院患者及び結核患者の医療費公費負担の決定（第37条第１項，第37条の２第１項）								○	保健所長	
		39　第一種・第二種感染症指定医療機関，第一種・第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関（結核患者を収容する病院に限る。）の指定，指定辞退の届出の受理又は指定の取消し（第38条第２項，第10項，第11項）				○						
		40　結核指定医療機関（結核患者を収容する病院を除く。）の指定，指定辞退の届出の受理又は指定の取消し（第38条第２項，第10項，第11項）							○		保健所長	
		41　診療報酬の額の決定及び診療報酬審査委員会の意見聴取（第40条第３項，第５項）					○					
		42　緊急時等の医療に係る療養費支給の決定（第42条第１項）								○	保健所長	
		43　報告の請求及び検査並びに診療報酬支払の差止め（第43条）					○					
		44　感染を防止するための報告又は協力の要請（第44条の３第１項，第２項）								○	保健所長	
		45　新型インフルエンザ等感染症患者の退院等の届出の受理（第44条の３の６）								○	保健所長	
		46　新感染症患者に対する健康診断の受診勧告及び受診措置（第45条第１項，第２項）								○	保健所長	
		47　新感染症患者に対する入院勧告，入院措置及び入院延長措置（第46条）								○	保健所長	
		48　新感染症の入院患者の移送（第47条）					○					

	49　新感染症患者の退院等（第48条第１項，第４項）									○	保健所長	
	50　新感染症患者の退院等の届出の受理（第50条の７）									○	保健所長	
	51　動物検疫所長からの通知の受理（第56条第１項）									○	保健所長	
	52　入院勧告，入院措置等の総合調整（第63条の３第１項）				○							
	53　緊急の必要があるときの入院勧告，入院措置に関する指示（第63条の４）				○							
2　予防接種法（昭和23年法律第68号）の施行に関する事務	1　定期の予防接種を実施しない区域の指定（第５条第２項）				○							
	2　臨時予防接種の実施及び指示（第６条第１項，第３項）				○							
	3　予防接種の勧奨（第８条）				○							
	4　臨時予防接種済証の交付（予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第４条第２項から第４項まで）									○	保健所長	
3　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）の施行に関する事務	1　入所者の親族の援護（第19条）						○					
	2　費用の徴収（第21条）						○					
4　岡山県補助金等交付規則の施行に関する事務	1　補助金の交付に係る事案の決定（変更又は取消しを含む。）											
	⑴　岡山県感染症予防事業費補助金交付要綱（平成12年３月23日健対第1746号）に係るもの									○	県民局長	
	⑵　岡山県結核定期診断補助金交付要綱（昭和48年６月６日健対第477号）に係るもの									○	県民局長	
	⑶　岡山県予防接種事故対策費補助金交付要綱に係るもの									○	県民局長	

	５　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に関する事務	１　指定地方公共機関の指定（第２条第８号）	消防保安課長 県民生活交通課長 企業誘致・投資促進課長	○									
		２　県行動計画の作成及び変更（第７条）				○							
		３　市町村行動計画の変更に係る助言又は勧告（第８条第５項）						○					
		４　物資及び資材の備蓄等の決定（第10条）					○						
		５　訓練の実施（第12条第１項）						○					
		６　医療等の実施の要請等（第31条第１項，第２項，第３項，第４項）				○							
		７　臨時の医療施設の開設等（第31条の４第１項，第３項）				○							

別表第三福祉企画課の部中１の項から４の項までを削り、５の項を１の項とし、６の項から24の項までを四項ずつ繰り上げ、25の項を削り、26の項を21の項とし、27の項から30の項までを五項ずつ繰り上げる。

別表第三指導監査室の部中「指導監査室」を「指導監査課」に改め、同部１の項中「児童福祉施設に関する」を「児童福祉施設（助産施設，乳児院，母子生活支援施設，児童心理治療施設，児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。以下この項において同じ。）に関する」に改め、同項１⑷を削り、同１⑶中「（被措置児童等虐待に係るものを除く。）」を削り、同⑶を同１⑷とし、同１⑵中「（被措置児童等虐待に係るものを除く。）」を削り、同⑵を同１⑶とし、同１⑴中「実地検査（被措置児童等虐待に係るものを除く。）」を「実施検査等」に改め、同⑴を同１⑵とし、同⑵の前に次のように加える。

⑴　児童福祉施設の設置の認可又はその廃止若しくは休止の届出の受理若しくは承認（第35条）											
ア　児童養護施設						○					
イ　ア以外のもの									○	県民局長	

別表第三指導監査室の部１の項１中(5)を(15)とし，同(4)の次に次のように加える。

(5)　認可外児童福祉施設に対する報告の徴収，立入調査等（第59条第１項）									○	県民局長	
(6)　認可外児童福祉施設に対する改善等の勧告及び公表（第59条第３項，第４項）									○	県民局長	
(7)　認可外児童福祉施設に対する事業停止命令及び施設閉鎖命令並びに公表（第59条第５項，第６項，第９項）						○					
(8)　認可外児童福祉施設に対する勧告又は命令に係る市町村長への通知（第59条第８項）									○	県民局長	
(9)　認可外保育施設の事業の開始等の届出，変更の届出又は事業の廃止若しくは休止の届出の受理（第59条の２第１項，第２項）									○	県民局長	
(10)　認可外保育施設の事業の開始等の届出等に係る市町村長への通知（第59条の２第３項）									○	県民局長	
(11)　認可外保育施設の運営状況の報告の受理（第59条の２の５第１項）									○	県民局長	
(12)　認可外保育施設の運営状況等に係る市町村長への通知及び公表（第59条の２の５第２項）									○	県民局長	
(13)　認可外児童福祉施設に係る事務の執行等に関する市町村長への協力の要請（第59条の２の６）									○	県民局長	
(14)　児童福祉施設の変更の届出の受理（児童福祉法施行規則第37条）											
ア　２以上の県民局の管内において社会福祉事業を経営する施設に係るもの						○					

イ　ア以外のもの									○	県民局長	

別表第三指導監査室の部１の項２⑸及び⑹を次のように改める。

⑸　指定障害児事業者等に係る業務管理体制の整備に関する報告等の命令等（第21条の５の27第１項，第３項，第24条の19の２，第24条の39第１項，第４項）（岡山県指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査等実施要領（平成25年障第2275号。以下この項において「要領」という。）に基づく事務に限る。）											
ア　知事が必要と認めた事項						○					
イ　ア以外のもの									○	県民局長	
⑹　指定障害児事業者等に係る業務管理体制の整備に関する勧告及び公表並びに命令（第21条の５の28，第24条の19の２，第24条の40）（要領に基づく事務に限る。）											
ア　知事が必要と認めた事項						○					
イ　ア以外のもの									○	県民局長	

別表第三指導監査室の部１の項中２を５とし，同項１の次に次のように加える。

２　児童（障害児を除く。）に関する福祉の措置及び保障に関すること。											
⑴　被措置児童等虐待の状況等の公表（第33条の16）						○					
３　一時預かり事業に関すること。											
⑴　一時預かり事業の届出の受理又はその変更，廃止若しくは休止の届出の受理（第34条の12）									○	県民局長	

⑵　一時預かり事業者に対する報告の徴収，立入調査等（第34条の14第１項）									○	県民局長	
⑶　一時預かり事業者に対する措置命令（第34条の14第３項）									○	県民局長	
⑷　一時預かり事業の制限又は停止の命令（第34条の14第４項）						○					
４　病児保育事業に関すること。											
⑴　病児保育事業の届出の受理又はその変更，廃止若しくは休止の届出の受理（第34条の18）									○	県民局長	
⑵　病児保育事業者に対する報告の徴収，立入調査等（第34条の18の２第１項）									○	県民局長	
⑶　病児保育事業の制限又は停止の命令（第34条の18の２第３項）						○					

別表第三指導監査室の部４の項１中「社会福祉法に基づく」を削り，同項２中「社会福祉法に基づく」を削り，「社会福祉住居施設」の次に「，地域子育て支援拠点事業，子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業」を加え，同２中⑵を⑶とし，⑴を⑵とし，⑵の前に次のように加える。

⑴　開始，変更又は廃止の届出の受理（第69条第１項，第２項）									○	県民局長	

別表第三指導監査室の部中８の項を削り，９の項を８の項とし，10の項７及び８を次のように改める。

７　指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の整備に関する報告の命令等（第51条の３第１項，第３項，第51条の32第１項，第３項）（岡山県指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査等実施要領（次項において「要領」という。）に基づく事務に限る。）											
⑴　知事が必要と認めた事項						○					
⑵　⑴以外のもの									○	県民局長	

８　指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の整備に関する勧告及び公表並びに命令（第51条の４第１項から第３項まで，第51条の33）（要領に基づく事務に限る。）											
⑴　知事が必要と認めた事項						○					
⑵　⑴以外のもの									○	県民局長	

別表第三指導監査室の部中10の項を９の項とし，同部11の項１中③を④とし，②を③とし，①を②とし，同②の前に次のように加える。

⑴　設置等の認可及びその取消し（第17条，第22条）	総務学事課長					○					

別表第三指導監査室の部11の項中１を２とし，同２の前に次のように加える。

１　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関すること。											
⑴　認定及び認定の取消し（第３条，第７条）											
ア　申請者が私立幼稚園の設置者であるもの	総務学事課長					○					
イ　申請者が公立幼稚園の設置者であるもの	義務教育課長					○					
ウ　その他のもの						○					

別表第三指導監査室の部中11の項を10の項とし，12の項を11の項とする。
別表第三指導監査室の部の次に次のように加える。

地域福祉課	１　社会福祉統計に関する事務	１　調査の実施指導						○				
	２　社会福祉法の施行に関する事務	１　福祉事務所等に関すること。										

	⑴　町村福祉事務所の設置又は廃止の協議（第14条）					○						
	⑵　福祉事務従事職員に対する指導監督計画の樹立及び実施（第20条）						○					
	⑶　福祉事務従事職員に対する訓練の実施（第21条）						○					
3　民生委員法（昭和23年法律第198号）の施行に関する事務	1　民生委員の推薦及び再推薦の命令（第５条，第７条）	子ども家庭課長					○					
	2　民生委員の解嘱の具申（第11条）	子ども家庭課長				○						
	3　民生委員の職務に関する指揮監督（第17条第１項）									○	県民局長	
	4　民生委員の指導訓練の実施（第18条）	子ども家庭課長					○					
	5　民生委員協議会を組織すべき区域の決定（第20条）									○	県民局長	
	6　民生委員の辞職の申出及び死亡届の受理並びにこれらに関する厚生労働大臣に対する具申	子ども家庭課児童福祉班長						○				
4　岡山県補助金等交付規則の施行に関する事務	1　補助金等の交付に係る事案の決定（変更又は取消しを含む。）											
	⑴　民生委員・児童委員活動費等補助金交付要綱に係るもの									○	県民局長	
	⑵　岡山県民間社会福祉施設整備資金に対する利子補給金交付要綱（昭和45年11月12日付け厚第1560号）に係るもの									○	県民局長	
5　生活保護法の施行に関する事務	1　保護の決定及び実施に関すること。											
	⑴　保護の開始及び変更の申請に係る保護の要否，種類，程度及び方法の決定（第24条）									○	県民局長	

⑵　保護基準の改定及び変更に伴う保護の程度の決定						○					
⑶　職権による保護の開始及び変更に係る保護の種類，程度及び方法の決定（第25条）									○	県民局長	
⑷　保護の停止及び廃止の決定（第26条）									○	県民局長	
⑸　被保護者に対する指導及び指示（第27条）									○	県民局長	
⑹　要保護者に対する報告の請求，立入調査及び検診の命令，扶養義務者等に対する報告の請求並びに申請の却下又は保護の変更，停止若しくは廃止の決定（第28条）									○	県民局長	
⑺　保護の実施（第30条から第37条の２まで）									○	県民局長	
⑻　生活保護の特別基準の内申及び設定						○					
２　保護施設の長からの保護の変更，停止又は廃止を必要とする事由の届出の受理（第48条第４項）									○	県民局長	
３　医療機関，介護機関及び助産機関に関すること。											
⑴　診療費及び介護サービスの内容の審査並びに診療報酬額及び介護報酬額の決定（第53条，第54条の２，第55条の２）						○					
４　就労自立給付金及び進学準備給付金に関すること。											
⑴　就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の決定（第55条の４第１項，第55条の５第１項）									○	県民局長	
⑵　被保護者等に対する報告の請求（第55条の６）									○	県民局長	
５　被保護者就労支援事業の実施（第55条の７）									○	県民局長	

		６　被保護者健康管理支援事業の実施（第55条の８）								○	県民局長	
		７　被保護者の権利及び義務に関すること。										
		⑴　保護の変更，停止又は廃止及びこれに伴う措置（第62条第３項，第４項）								○	県民局長	
		⑵　被保護者の返還額の決定（第63条）								○	県民局長	
		８　費用に関すること。										
		⑴　遺留品の処分（第76条）								○	県民局長	
		⑵　損害についての届出の受理及び損害賠償請求権の行使（第76条の２，生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第22条の２）								○	県民局長	
		⑶　扶養義務者からの費用の徴収及び家庭裁判所への申立（第77条）								○	県民局長	
		⑷　急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者からの徴収金の徴収（第77条の２）								○	県民局長	
		⑸　不正の手段をもつて保護等を受け，又は受けさせた者からの費用等の徴収（第78条，第78条の２）								○	県民局長	
		⑹　補助金又は負担金の返還命令（第79条）					○					
		⑺　保護金品の返還の免除（第80条）								○	県民局長	
		９　その他生活保護に関すること。										
		⑴　後見人選任の請求（第81条）								○	県民局長	
		⑵　市町村長に対する保護並びに就労自立給付金及び進学準備給					○					

		付金の支給に関する事務の適正な実施等のための援助（第81条の２）											
		⑶　保護の廃止を行う際に保護を廃止される者が生活困窮者に該当する場合の事業又は給付金についての情報の提供等（第81条の３）									○	県民局長	
	6　岡山県福祉年金条例（昭和34年岡山県条例第55号）の施行に関する事務	1　福祉年金の支給停止及び返還命令（第８条，第10条）						○					
	7　行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の施行に関する事務	1　行旅死亡人等の取扱費用の種目及び限度額の決定（昭和62年社保第14号厚生省社会局長通知）						○					
	8　生活福祉資金運営要領（平成16年３月31日社援発第0331020号）の施行に関する事務	1　生活福祉資金貸付事業計画書等の承認					○						
	9　生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関する事務	1　生活困窮者自立相談支援事業の実施及び委託（第５条第１項，第２項）									○	県民局長	
		2　生活困窮者住居確保給付金の支給（第６条第１項）									○	県民局長	
		3　生活困窮者家計改善支援事業の実施（第７条第１項）									○	県民局長	
		4　不正利得の徴収（第18条第１項）									○	県民局長	
		5　報告又は文書の提出等の命令等（第21条第１項）									○	県民局長	
		6　官公署に対する文書の閲覧等の請求又は関係者等に対する報告の請求（第22条）									○	県民局長	

別表第三子ども未来課の部を削る。

別表第三子ども家庭課の部１の項１中「，児童養護施設」を削り，同項２中⑭を削り，⑮を⑭とし，⑯を⑮とし，⑰を⑯とし，同項３⑵の合議先欄中「福祉企画課長」を「地域福祉課長」に改める。

別表第三障害福祉課の部中１の項を削り，２の項を１の項とし，３の項を２の項とし，４の項及び５の項を削り，６の項を３の項とし，７の項から11の項までを三項ずつ繰り上げ，12の項を削り，13の項を９の項とし，14の項を削る。

別表第三農政企画課の部中３の項を削り，４の項を３の項とする。

別表第三農産課の部21の項１中「安心安全・高品質な農林水産物の生産振興事業」を「安全安心・高品質な農林水産物の生産振興事業」に改める。

別表第三農村振興課の部22の項１中「，水田の畑地化推進事業，新たな地域資源管理モデル導入推進事業，広域型農地集積推進事業」を削り，「農山村地域資源活用促進事業」を「農山漁村魅力向上・発信事業」に，「棚田地域振興緊急対策交付金事業及び荒廃農地再生・活用事業」を「農地集約化促進簡易整備事業及び遊休農地畑地化等促進事業」に改める。

別表第三林政課の部22の項１中「県産材利用促進対策事業，木づかい提案・実証事業」を「木づかい脱炭素化促進事業」に改める。

別表第三水産課の部７の項１中「第18条」を「第20条」に改め，同項２中「第22条」を「第26条」に改め，同部22の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め，同項３⑿を削り，同項４⑴中「第42条」を「第68条」に改め，同⑴を同４⑵とし，同４⑵の前に次のように加える。

⑴　みなし漁港施設の指定（第66条第１項）				○							

別表第三水産課の部22の項中４を６とし，同項３の次に次のように加える。

４　漁港の活用の促進に関すること。											
⑴　活用推進計画の策定及び変更（第41条第１項，第７項）				○							
⑵　実施計画の認定及び変更（第43条第１項，第４項）						○					
⑶　実施計画に係る勧告及び認定の取消し（第45条第１項，第２項）						○					
⑷　漁港水面施設運営権の設定（第48条）				○							
⑸　漁港水面施設運営権に関する活用推進計画における記載事項の追加及び変更（第49条第１項，第５項）				○							
⑹　漁港水面施設運営権の移転の許可（第55条第２項）						○					
⑺　漁港水面施設運営権の存続期間の更新（第57条第３項）						○					
⑻　漁港水面施設運営権の登録（第58条第１項）						○					

⑼　漁港水面施設運営権の取消し又は行使の停止命令（第59条第１項，第２項）				○							
5　漁港協力団体に関すること。											
⑴　漁港協力団体の指定（第61条）						○					
⑵　漁港協力団体に対する報告徴収，改善命令及び指定の取消し（第63条第１項から第３項まで）						○					
⑶　漁港協力団体に対する許可の特例（第65条）						○					

別表第三監理課の部１の項１(1)中「許可」の次に「及び承継の認可」を，「第15条」の次に「，第17条の２，第17条の３」を加える。

別表第三港湾課の部１の項中36を37とし，18から35までを一つずつ繰り下げ，同項17の次に次のように加える。

18　工事原因者に対する負担金の徴収（第43条の３）									○	県民局長	

別表第三建築指導課の部１の項中「建築主事及び」を「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）及び」に改め，同項１(1)中「建築主事の」を「建築主事等の」に改め，同項５中(41)を(42)とし，(40)の次に次のように加える。

⑷1　既存の建築物に対する法令の適用除外の認定（令第137条の12第６項，第７項）									○	県民局長	

別表第三建築指導課の部19の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め，同項２⑸中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め，同項４⑵中「建築主事」を「建築主事等」に改め，同項に次のように加える。

7　促進計画の事前協議（第67条の２第５項，第７項）						○					

別表第三住宅課の部７の項１の合議先欄中「指導監査室長」を「指導監査課長」に改め，同部10の項２中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別表第三会計課の部１の項中５を削り，６を５とし，７を６とする。

別表第三用度課の部３の項１中「第243条の２の２第３項」を「第243条の２の８第３項」に改め，同項２中「第243条の２の２第８項」を「第243条の２の８第８項」に改める。

附　則

この規則は，令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十九号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事　伊原木　隆　太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第五号中「法人の」を削り、同条中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　軽油引取税並びにその延滞金及び加算金

第六条の四中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　不動産取得税並びにその延滞金及び加算金

第六条の四に次の三号を加える。

十一　鉱区税並びにその延滞金及び加算金

十二　狩猟税並びにその延滞金及び加算金

十三　岡山県産業廃棄物処理税条例（平成十四年岡山県条例第四十七号）第一条に規定する産業廃棄物処理税並びにその延滞金及び加算金

様式第三号（その二…自動車税種別割（継続検査・構造等変更検査用）一般用）（表を次のように改める。

様式第３号（その２…自動車税種別割（継続検査・構造等変更検査用）一般用）（第12条関係）

（表）

自動車税種別割納税証明書

（継続検査・構造等変更検査用）

次の自動車について，自動車税種別割の滞納がないことを証明します。

岡山県　　県民局長　　印

自　動　車　登　録　番　号

車　台　番　号

証　明　書　有　効　期　限
年　　月　　日

この証明書は，自動車検査証と一緒に保管し継続検査又は構造等変更検査のときに使用してください。

他県ナンバーに変更後の継続検査又は構造等変更検査のときもこの証明書が必要です。

ただし，次の１又は２に該当するものは，使用できません。（裏面をよくお読みください。）

１　領収日付印のないもの

２　自動車登録番号欄等に＊＊＊印があるもの

※納期限 年　　月　　日 この証明書は，右の領収年月日が 年　　月　　日 までのものに限り使用できます。	領　収　日　付　印

この票は，領収日付印を押して納税者へ渡してください。

様式第三号（その四…自動車税種別割（継続検査・構造等変更検査用）口座振替用）を削り、様式第三号（その五…鉱区電算出力用）を様式第三号（その四…鉱区電算出力用）とし、様式第三号（その六…手書用）を様式第三号（その五…手書用）とする。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十号

岡山県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事　伊原木　隆　太

岡山県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

一　岡山県立自然公園条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第四十六号）第十五条第十号、第四十九号及び第五十九号

二　岡山県自然保護条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十七号）別表第一の一の項ハの(ト)並びに別表第二の一の項へ及びト並びに十の項ト

三　岡山県希少野生動植物保護条例施行規則（平成十五年岡山県規則第百四号）第四条第四号ハ及びニ並びに第十二条第一号ト、チ及びル並びに第七号ロ並びに第十五条第一号ハ並びに第二十一条第一項第二号ハ(1)

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十一号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事　伊原木　隆　太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「経過した」を「経過する」に改める。

第五十六条の二の見出し中「の指定の告示」を「による歳入等の納付事務に関する契約」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第二百三十一条の二の三第一項に規定する同法第二百三十一条の二の二に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）が行う歳入等（同条に規定する歳入等をいう。第五十七条において同じ。）の納付に関する事務の契約については、別に定める。

第五十六条の二中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第五十六条の三を次のように改める。

（指定公金事務取扱者への委託の告示等）

第五十六条の三　知事は、法第二百四十三条の二第一項の規定による同条第二項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）への委託をしたときは、同項に規定する事項のほか、当該委託の期間を告示するものとする。

２　法第二百四十三条の二の二第四項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第二十七号の三）とする。

第五十七条の見出し中「歳入」を「公金」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

法第二百四十三条の二の五第一項の規定により知事が定める歳入等は次のとおりとする。

一　使用料

二　手数料

三　賃貸料

四　物品売払代金

五　寄附金

六　貸付金の元利償還金

七　岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）第三条第二項及び岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）第六条の三に規定する徴収金

八　分担金

九　不動産売払代金

十　過料

十一　第一号、第二号、第八号及び前号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から第六号まで及び第九号に掲げる歳入に係る遅延損害金

十二　その他知事が必要と認める歳入等

２　法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収又は収納（以下この条、次条及び第二百八十条において「徴収等」という。）の事務を委託する場合の契約については、別に定める。

第五十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　収入決定者は、公金の徴収等の事務を委託したときは、出納機関にその旨を通知しなければならない。

第五十八条の見出し中「徴収等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第一項中「収入金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下この条において「徴収等受託者」という。）」を「指定公金事務取扱者」に、「徴収又は収納」を「徴収等」に、「当該事務」を「当該徴収等の事務」に改め、同条第二項中「徴収等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第三項中「徴収等受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「徴収又は収納」を「徴収等」に改める。

第六十四条中「私人に」を「公金の」に改める。

第百条第一項に次の一号を加える。

五　講習会、研修会等の参加費その他の経費

第百二十四条の見出し中「私人へ」を「公金」に改め、同条第一項中「令第百六十五条の三第一項」を「法第二百四十三条の二第一項」に、「私人に」を「公金の」に改め、同条第二項中「私人に」を「公金の」に改める。

第百二十五条中「支出事務の委託を受けた者が当該」を「指定公金事務取扱者が委託された公金の」に改める。

第百七十三条に次の一号を加える。

十四　森林環境税

第二百六十八条第三項中「が明らかになるよう割印しなければ」を「を明らかにするための措置を講じなければ」に改める。

第二百八十条中「次に掲げる事項」を「資金前渡者の出納及び会計事務」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

２　第二百七十一条から第二百七十八条までの規定は、会計管理者が次に掲げる事項について検査を行う場合に準用する。

一　指定公金事務取扱者の公金の徴収等又は支出に関する会計事務

二　指定金融機関等の公金に関する会計事務

第二百八十二条及び第二百八十三条中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改める。

様式第二十二号及び様式第二十二号の二中「，みずほ信託銀行」を削る。

様式第二十七号の二中「当該電磁的記録を含む」の次に「。第243条の２の２第３項において同じ」を加える。

様式第二十七号の二の次に次の一様式を加える。

様式第27号の３（第56条の３関係）

（表）

第　　号

身分証明書

所　　属
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日

上記の者は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の２第３項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。

年　　月　　日　　発行

岡山県知事　　印

（裏）

地方自治法（抜粋）

（指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務）

第243条の２の２　１・２略

３　普通地方公共団体の長は，前条，この条及び第243条の２の４から第243条の２の６までの規定を施行するため必要があると認めるときは，その必要な限度で，その職員に，指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り，指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ，又は関係者に質問させることができる。

４　前項の規定により立入検査を行う職員は，その身分を示す証明書を携帯し，かつ，関係者の請求があるときは，これを提示しなければならない。

５　第３項に規定する権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第三十三号中「，みずほ信託銀行」を削る。
様式第六十一号中「県内」を削り、「県外隔地払」を「海外送金」に改める。
様式第六十二号を次のように改める。

様式第62号（第106条―第108条，第111条関係）

支払票

（１）　　（表）

支払通知書・領収証書						岡山県		
発行				課所コード	年度	支払方法	個別ID	
金　額	円							
支払内訳								
歳入/歳出	会計	款	項	目	節	金　額		
	決議番号		内訳番号		(枝番)			
歳入						円		
歳出						円		
支払銀行								
支払内容等								
課所								

受取人住所／氏名	様

左記金額をお支払いします。

印

（裏）

注意事項

１　支払金の受取方法について

次の領収書欄に年月日，住所及び氏名を記入の上，押印して表記支払銀行でお受け取りください。

（表記の受取人以外の方がお受け取りになる際は，表記の受取人から下記委任状により委任を受けてください。）

◎支払年月日から１年を経過したときは，表記の支払銀行ではお支払できませんので，速やかにお受け取りください。

２　支払銀行窓口でお受け取りの際の注意

(1) 領収書欄等を訂正される際には，訂正印が必要になります。

(2) 本人確認ができる書類(運転免許証等)が必要になる場合があります。

３　その他

領収書の印紙は，営業に関するものについて貼ってください。

収入印紙欄

領　収　書

表記の金額を受領しました。　印

年　月　日

住所

氏名　印

委　任　状

表記の金額の受領を　に

委任します。

年　月　日

住所

氏名　印

（２）

隔地払・当座振込
テレ発信　依頼書

依頼 年　月　日	課所コード	年度	支払方法	個別ID

金　額	円

支払内訳

歳入/歳出	会計 / 決議番号	繰	款	項 / 内訳番号	目	節 (枝番)	金　額
歳入							円
歳出							円

支払方法		支　払　銀　行			
県内					
口座振替					
		預金種別		口座番号	
		名義人			
支払内容等					
課　所					

公金

検　印	モニター照合印	モニター作成印	検　印	受付印

岡山県指定金融機関

株式会社　中国銀行　　店　御中

受取人住所／氏名	様 （債権債務者コード　　）

左記金額を受取人へ支払してください。

印

（３）

振込票									
取組日　年　月　日				課所コード	年度	支払方法	個別ID		
金額	円								
支払内訳									
歳入/歳出	会計 決議番号	繰	款	項 内訳番号	目	節 (枝番)	金額		
歳入							円		
歳出							円		
支払方法	支払銀行								
県内									
口座振替		預金種別		口座番号					
		名義人							
支払内容等									
課所									

公金

検印	照合確認印	受付印

岡山県指定金融機関
岡山県指定代理金融機関

印

受取人住所／氏名	様

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の岡山県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

３　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間は、施行日の前日において地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（以下「旧施行令」という。）第百五十八条第一項の規定により現に知事が歳入の徴収又は収納の事務を委託している者（地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けた者を除く。）、旧施行令第百五十八条の二第一項の規定により現に知事が収納の事務を委託している者（指定を受けた者を除く。）又は旧施行令第百六十五条の三第一項の規定により現に知事が支出の事務を委託している者（指定を受けた者を除く。）に徴収、収納又は支出の事務を行わせる場合については、なお従前の例による。

◎岡　山　県

岡山県教育委員会規則第一号

岡山県災害報告規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県知事　伊原木　隆　太

岡山県教育委員会

岡山県災害報告規則の一部を改正する規則

岡山県災害報告規則（昭和三十年岡山県規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式二中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の岡山県災害報告規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

岡山県訓令

◎岡山県企業訓令第一号

岡山県教育委員会訓令

岡山県警察訓令

岡山県災害対策本部規程（昭和五十七年岡山県企業訓令第二号岡山県教育委員会訓令岡山県警察訓令）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

岡山県知事　伊原木隆太

岡山県公営企業管理者　片山誠一

岡山県教育委員会　河原雄介

岡山県警察本部長

第八条第一項第一号中「警察本部警備班」を「警察本部警察本部班」に改める。

別表第一中

「環境企画班	環境企画課長	環境企画課員」を

「環境企画班	環境企画課長	環境企画課員
脱炭素社会推進班	脱炭素社会推進課長	脱炭素社会推進課員」に、

「健康推進班	健康推進課長	健康推進課員」を

「健康推進班	健康推進課長	健康推進課員
疾病感染症対策班	疾病感染症対策課長	疾病感染症対策課員」に、

庁中一般

出先機関

企業局

教育庁

警察本部

「

指導監査班	指導監査室長	指導監査室員

」を

「

指導監査班	指導監査課長	指導監査課員
地域福祉班	地域福祉課長	地域福祉課員

」に、

「

警務班	警務部長	警務部内各所属職員
生活安全班	生活安全部長	生活安全部内各所属職員
地域班	地域部長	地域部内各所属職員
刑事班	刑事部長	刑事部内各所属職員
交通班	交通部長	交通部内各所属職員
警備班	警備部長	警備部内各所属職員
情報通信班	中国四国管区警察局岡山県情報通信部長	中国四国管区警察局岡山県情報通信部内各所属職員

」を

「

警察本部班	警備課長	警察本部各所属職員及び中国四国管区警察局岡山県情報通信部各所属職員

」に改める。

「

1　県本部事務の総合調整に関すること。
2　本部会議に関すること。
3　防災会議その他関係機関との連絡等に関すること。
4　本部長の命令伝達及び各部との連絡調整に関すること。
5　気象通報の接受及び通報連絡に関すること。

別表第二中

「

6　災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること。
7　国への連絡及び被害状況の報告に関すること。
8　自衛隊に対する情報連絡及び災害派遣要請に関すること。
9　現地対策本部及び地方本部に関すること。
10　関係機関の非常招集及び応援に関すること。
11　市町村の応急措置及び応援に関すること。
12　無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関すること。
13　応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること。

」

を

「

1　県本部事務の総合調整に関すること。
2　本部会議に関すること。
3　防災会議その他関係機関との連絡等に関すること。
4　本部長の命令伝達及び各部との連絡調整に関すること。
5　気象通報の接受及び通報連絡に関すること。
6　災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること。
7　国への連絡及び被害状況の報告に関すること。
8　自衛隊に対する情報連絡及び災害派遣要請に関すること。
9　現地対策本部及び地方本部に関すること。
10　関係機関の非常招集及び応援に関すること。
11　市町村の応急措置及び応援に関すること。
12　無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関すること。
13　応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること。
14　災害救助法の適用に関すること。

」

に、「相互応援」を「広域応援」に、「との調整」を「に基づく対応及び連絡調整」に、

「

環境企画班	1　災害時における環境文化部の総括及び連絡調整に関すること。 2　環境文化部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3　災害時における放射性物質の漏えい等に対する応急措置に関すること。 4　日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターとの連絡調整に関すること。 5　関係省庁の視察対応に関すること（環境文化部が所管するものに限る。）。 6　応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること（環境文化部が所管するものに限る。）。

」

を

「

環境企画班		1 災害時における環境文化部の総括及び連絡調整に関すること。 2 環境文化部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 災害時における放射性物質の漏えい等に対する応急措置に関すること。 4 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターとの連絡調整に関すること。 5 関係省庁の視察対応に関すること（環境文化部が所管するものに限る。）。 6 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること（環境文化部が所管するものに限る。）。
脱炭素社会推進班		1 他班の応援

」に、

「

健康推進班		1 り災地の防疫に関すること。 2 歯科医師、栄養士及び精神科医療チームの派遣調整に関すること。 3 精神保健関係施設（他の班の所管に属するものを除く。）の被害状況の取りまとめに関すること。 4 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関すること。

」を

「

健康推進班		1 歯科医師、栄養士及び精神科医療チームの派遣調整に関すること。 2 精神保健関係施設（他の班の所管に属するものを除く。）の被害状況の取りまとめに関すること。 3 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関すること。
疾病感染症対策班		1 り災地の防疫に関すること。 2 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関すること。

」に、「医療用血液」を「輸血用血液」に、

「

1 災害時における子ども・福祉部の総括及び連絡調整に関すること。
2 子ども・福祉部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
3 災害救助法適用事務の総括に関すること。
4 災害救助法に基づく強制権発動、立入検査等に関すること。
5 災害救助基金に関すること。

」

「

1 災害時における子ども・福祉部の総括及び連絡調整に関すること。
2 子ども・福祉部関係の被害状況の取りまとめに関すること。
3 災害救助法運用事務の総括に関すること。
4 災害救助法に基づく強制権発動、立入検査等に関すること。

」

6　被災者生活再建支援法に関すること。
7　義援金の募集分配に関すること。
8　地方本部（健康福祉部）との連絡調整に関すること。
9　社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
10　救援物資の備蓄に関すること。
11　災害派遣福祉チーム等の派遣調整に関すること。
12　県災害保健医療福祉調整本部に関すること（福祉分野の総括及び組織の運営）。
13　関係省庁の視察対応に関すること（子ども・福祉部が所管するものに限る。）。」

を

5　災害救助基金に関すること。
6　被災者生活再建支援法に関すること。
7　地方本部（健康福祉部）との連絡調整に関すること。
8　救援物資の備蓄に関すること。
9　県災害保健医療福祉調整本部に関すること（福祉分野の総括及び組織の運営）。
10　関係省庁の視察対応に関すること（子ども・福祉部が所管するものに限る。）。」

に、

「

子ども家庭班	1　児童対策の総合調整に関すること。 2　婦人保護施設及び児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。）の被害状況の取りまとめに関すること。 3　県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関すること。
障害福祉班	1　障害者対策の総合調整に関すること。 2　生活福祉資金の貸付けに関すること。 3　県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関すること。

」を

「

地域福祉班	1　義援金の募集分配に関すること。 2　社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 3　災害派遣福祉チーム等の派遣調整に関すること。 4　女性自立支援施設の被害状況の取りまとめに関すること。 5　生活福祉資金の貸付けに関すること。 6　県災害保健医療福祉調整本部に関すること（福祉分野の総括及び組織の運営）。
子ども家庭班	1　児童対策の総合調整に関すること。 2　児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。）の被害状況の取りまとめに関すること。

に改め、「林産物拠出施設及び」を削り、「治山施設」の下に「及び林道

	3　県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関すること。
障害福祉班	1　障害者対策の総合調整に関すること。 2　県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関すること。

」

施設」を加え、同表中警察本部の項を次のように改める。

警察本部	警察本部班
	1　装備資機材等の整備及び補給に関すること。 2　警察有線通信の統制に関すること。 3　県外部隊の派遣要請及び受入れに関すること。 4　給与物品の調達に関すること。 5　被疑者の留置に関すること。 6　犯罪の予防に関すること。 7　経済事犯及び危険物の取締りに関すること。 8　無線通信の統制に関すること。 9　犯罪の捜査及び被疑者の検挙に関すること。 10　死体の検視、身元の確認等に関すること。 11　交通情報の収集、交通規制及び交通指導取締りに関すること。 12　緊急交通路の確保及び緊急通行車両の確認の事務に関すること。 13　災害救助に対する総合警察活動に関すること。 14　り災地における救出救助及び避難誘導に関すること。 15　災害情報の収集に関すること。 16　部隊の運用に関すること。 17　情報通信施設の維持管理に関すること。

附　則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百三十八号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

岡山県知事　伊原木　隆太

別表環境文化部の部新エネルギー・温暖化対策室の項中「新エネルギー・温暖化対策室」を「脱炭素社会推進課」に改める。

別表子ども・福祉部の部福祉企画課の項中１から３までを削り、同項４中「15日 | 」を「23日 | ７日」に改め、同４を同項１とし、同項中５を２とし、６から11までを三ずつ繰り上げ、12から19までを削る。

別表子ども・福祉部の部指導監査室の項中「指導監査室」を「指導監査課」に改め、同項３中「障害児に関する施設に限る」を「助産施設，乳児院，母子生活支援施設，児童心理治療施設，児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く」に改め、同項９中「第31条第１項」を「（昭和26年法律第45号）第31条第１項」に改め、同項中32を削り、33を32とし、34を33とし、35を34とし、同項に次のように加える。

35	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第３条	認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）	30日			10日	
36	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。）の設置の認可（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）	30日			10日	

別表子ども・福祉部の部指導監査室の項の次に次のように加える。

地域福祉課	1	岡山県総合福祉・ボランティア・ＮＰＯ会館条例（平成17年岡山県条例第18号）第４条第１項	施設等の利用等の許可及び変更許可	５日	２日			
	2	社会福祉法第19条第１項	養成機関及び講習会の指定	180日				
	3	社会福祉法第93条第１項	福祉人材センターの指定	20日				
	4	社会福祉士及び介護福祉士法第７条第２号，第３号，第40条第２項第１号から第３号まで	社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の指定	180日				
	5	社会福祉士及び介護福祉士法第40条第２項第５号	養成施設の指定	90日				

	6	社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第６条第１項	指定養成機関等の変更の承認（修業年限，養成課程等の変更）	180日				
	7	社会福祉法施行令第６条第１項	指定養成機関等の変更の承認（入学定員の減等）	180日				
	8	社会福祉法施行令第９条	指定養成機関等の指定の取消し	60日				
	9	社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第４条第１項	指定養成施設等の変更の承認（修業年限，養成課程等の変更）	180日				
	10	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第４条第１項	指定養成施設等の変更の承認（定員の減等）	90日				
	11	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第７条	指定養成施設等の指定の取消し	180日				
	12	生活保護法第49条	指定医療機関の指定	30日				
	13	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第２項	生活困窮者就労訓練事業の認定	30日				

別表子ども・福祉部の部子ども未来課の項中２及び３を削り，４を２とし，５を３とする。

別表子ども・福祉部の部子ども家庭課の項１中「，児童養護施設」を削る。

別表子ども・福祉部の部障害福祉課の項中１を削り，２を１とし，３を削り，４を２とし，５から９までを一ずつ繰り上げる。

別表土木部の部監理課の項１中「第１項」の次に「，第17条の２第１項から第３項まで，第17条の３第１項」を，「許可」の次に「及び承継の認可」を加え，同項15中「270日」を「120日」に改め，同項16中「180日」を「90日」に改める。

別表土木部の部建築指導課の項中93及び94を削る。

別表出納局の部を削る。

別表出先機関の部県民局（建設部）の項５及び６中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め，同項69から79までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め，同項80及び81中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め，同項中121を123とし，95から120までを一ずつ繰り下げ，94の次に次のように加える。

	95	建築物等の制限に関する条例（昭和26年岡山県条例第10号）第８条第１項から第３項まで	特殊建築物等の敷地等と道路との関係に対する制限の適用除外に係る認定	40日		５日		

96	建築物等の制限に関する条例第９条第１項，第10条第１項	自動車車庫の敷地と道路との関係に対する制限の適用除外に係る認定	40日		5日	

附　則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百三十九号

平成十二年岡山県告示第百七十一号（技能検定試験手数料の金額）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

岡山県知事　伊原木　隆　太

実技試験手数料金額(2)一級、二級、三級（在校生を除く。）、基礎級及び単一等級の表を次のように改める。

(2)　一級、二級、三級（在校生を除く。）、基礎級及び単一等級

職種名	手数料		
	減額対象者		その他
	雇用保険被保険者	その他	
園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、プリプレス、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッ	九、二〇〇円	一三、七〇〇円	一八、二〇〇円

シ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾		一五、一〇〇円	一三、三〇〇円	
機械検査、婦人子供服製造		六、一〇〇円	一〇、六〇〇円	八、八〇〇円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図		四、三〇〇円	八、八〇〇円	

(3) 実技試験手数料金額(3)三級（在校生に限る。）の表を次のように改める。

職種名	手数料			
	減額対象者		その他	
	高校生	その他	高校生	その他
園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、機械加工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、家具製作、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、とび、左官、ブロック建築、配管、型枠施工、鉄筋施工、内装仕上げ施工、化学分析、貴金属装身具製作、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、写真、商品装飾展示、フラワー装飾	三、一〇〇円	七、六〇〇円	七、六〇〇円	一二、一〇〇円
機械検査	二、九〇〇円	五、六〇〇円	五、六〇〇円	一〇、一〇〇円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	二、九〇〇円	四、四〇〇円	四、四〇〇円	八、九〇〇円

実技試験手数料金額の(6)イ中「二級又は」を削り、「二十五歳」を「二十三歳」に改め、実技試験手数料金額の(6)ロを削り、実技試験手数料金額の(6)ハを実技試験手数料金

額の(6)ロとする。

実技試験手数料金額(6)減額対象者についての次に次のように加える。

(7)　雇用保険被保険者について

(2)の「雇用保険被保険者」とは、実技試験の受検申請日において雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるものをいう。

◎岡山県人事委員会規則第六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長　安　田　　寛

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

「

保健医療統括監 局　長	
部　次　長	

」を

「

知事室長 保健医療統括監 局　長 部　次　長	

」に、

「

新型コロナウイルス感染症対策監	

」を

「

感染症対策監	

」に、

「

室　長 労働委員会事務局次長	六種
副課長（行政職給料表の六級の職に限る。） 副室長	八種

」に、

「

室　長 労働委員会事務局次長	六種
副課長（行政職給料表の六級の職に限る。） 副室長	八種

」を

「

水島港湾事務所長	

」を

「

水島港湾事務所長 参　与	六種

」に、

「

」

「

所長	五種
次長（行政職給料表の六級の職に限る。）	八種

」を

「

所長	五種
次長（行政職給料表の六級の職に限る。）総括参事	八種

」に、

「

次長	五種
参与	六種

」を

「

次長	五種

」に、

「

所長	四種
副所長	八種

」を

「

所長	四種
参与	六種
副所長	八種

」に、

「

所長
参与

」

を

「

所長

」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第七号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長　安　田　　寛

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号を次のように改める。

二　生命をとして職務を遂行し、警察勲功章、警察功労賞又は警察功績章を授与された場合

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長　安　田　　寛

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「危機管理監」を「危機管理監　知事室長」に、「参与　知事室長」を「参与」に、「新型コロナウイルス感染症対策監」を「感染症対策監」に、「副室長（人事、給与又は予算の事務を行う者に限る。）　総括参事」を「総括参事」に、「政策推進課及び人事課」を「政策推進課、人事課及び庁舎管理班」に、「、行政改革推進室及び庁舎管理班」を「及び行政改革推進室」に、「政策推進課及び財政課」を「政策推進課、地方創生推進室、評価班、行政改革推進室及び財政課」に、「地方創生推進室、人事班、評価班」を「人事班」に改め、同部出先機関の項中「副部長」を「参与　副部長」に、「家畜保健衛生課長　次長　参与」を「家畜保健衛生課長　次長」に、「女性相談所」を「女性相談支援センター」に、「参与　部長」を「部長」に改め、「主事（人事の事務を行う者に限る。）」を削り、

「			」
農林水産総合センター畜産研究所	所長　副所長	を	」
農林水産総合センター畜産研究所	所長　参与　副所長	に改め、同表教育委員会の部教育庁の項中「及び高校教育人事班」を「、高校教育人事班及び評価・企画班」に改め、同表人事委員会事務局の部中「総括主幹　主幹　主任」を「主任」に改める。	」

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第九号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長　安　田　　寛

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事部局の項中

「困難な業務を所掌する副課長　副室長」を

「困難な業務を所掌する副課長」に、「知事室長」を

「局長」に、「新型コロナウイルス感染症対策監」を

「感染症対策監」に、「局長　危機管理監」を

「困難な業務を所掌する局長　危機管理監　知事室長」に、

「岡山空港管理事務所　総括副参事　五級　次長　六級」を

「岡山空港管理事務所　総括副参事　五級　次長　総括参事　六級」に、

「総括参事　六級　次長　七級」を

「

次長 総括参事	六級

」に改める。

別表第一への表知事部局の項中

「

副所長 特別企画専門員	四級

」を

「

副所長 特別企画専門員	四級
参与	五級

」に、

「

農林水産総合センター水産研究所 室長	三級
副所長	四級

」を

「

農林水産総合センター水産研究所 室長	三級
副所長 特別企画専門員	四級

」に

改める。

別表第一トの表知事部局の項中

「

部長	三級
所長	四級

」を

「

部長	三級

」に改める。

別表第一チの表知事部局の項中

「

総括副参事 総括主幹	五級
総括参事	六級

」を

「

総括副参事 総括主幹	五級

」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

岡山県人事委員会委員長　安　田　　寛

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「地方公共団体金融機構」を「地方税共同機構」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。